

料金表通則

(利用料金の計算方法等)

1 会社は、システム利用契約者が支払う利用料金について料金表に基づき月単位で計算をする。この場合、その全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

2 月の途中においてシステムの利用開始、解除又はシステム利用契約の変更がある場合における利用料金の負担は、次によるものとする。

(1) 料金表第1表に掲げるシステム利用料金

当該月分のシステム利用料金を全額会社に支払うものとする。

(2) 料金表第2表に掲げる管理統計資料提供料

当該月分の提供料を全額会社に支払うものとする。

(3) 料金表第3表に掲げる保稅管理資料保存に係る料金

当該月分の料金を全額会社に支払うものとする。

(4) 料金表第4表に掲げる回線使用料金等

イ 専用線接続の場合

回線使用料、屋内配線使用料、デジタルサービスユニット使用料及びルータ使用料については、接続日数に応じて日割した額を会社に支払うものとする。

ロ ブロードバンド接続の場合

回線使用料、屋内配線使用料、ADSLモデム使用料、回線終端装置使用料及びルータ使用料については、接続日数に応じて日割した額を会社に支払うものとする。

(最低利用期間内にシステム利用契約の解除を行う場合の回線使用料等の負担)

3 システム利用契約者は、第22条に規定する最低利用期間内にシステム利用契約の解除を行う場合には、通則2(4)の規定にかかわらず、最低利用期間内に支払うべき回線使用料等(回線初期費用及び回線工事費等を除く。以下通則5まで同じ。)の合計額から回線の開通日以後に支払った回線使用料等の合計額を控除した額を会社に支払うものとする。

4 システム利用契約者は、第22条に規定する最低利用期間内に専用線接続の場合のアクセス回線の種類を変更する場合には、通則2(4)イの規定にかか

ならず、変更前の回線使用料等の額から、変更後の回線使用料等の額を控除し、残額があった場合には、その残額に残余の期間を乗じた額を会社に支払うものとする。

- 5 システムの利用申込みを行った者は、回線設置後に当該利用の申込みの取り消しを行う場合には、回線初期費用、回線工事費等及び第22条に規定する最低利用期間内に支払うべき回線使用料等の合計額を会社に支払うものとする。

(端数の処理)

- 6 この規程により計算した金額（第46条に基づいて計算される延滞金を除く。）に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(利用料金等の支払方法)

- 7 システム利用契約者が、システム利用契約に基づき会社に支払うべき料金についての会社への支払方法は、システム利用契約者の申込みにより、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 料金回収代行業者を利用して、システム利用契約者の銀行指定口座から会社の銀行指定口座に振替える方法

(2) システム利用契約者が、会社が別途通知する会社の銀行指定口座に振込を行う方法

(地域指定による支払期限の延長)

- 8 会社は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由(以下「災害等」という。)により、第43条第3項に規定する期限までに同項に規定する支払ができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

- 9 システム利用契約者は、前項に規定する期限の延長を受けようとするときは、災害等の発生後相当の期間内に、その理由を記載した申請書を提出しなければならない。

(個別指定による支払期限の延長)

- 10 会社は、災害等により、第43条第3項に規定する期限までに同項に規定する支払ができないと認める場合には、前2項の規定の適用がある場合を除き、システム利用契約者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

- 11 前項の申請は、災害等の発生後相当の期間内に、当該災害等の被災者であること又はやむを得ない理由があることを証する書類を添付して、その理由を記載した申請書を提出しなければならない。
(利用料金等の返還等)
- 12 システム利用契約者は、第45条に規定する返還を受けようとするときは、返還請求書を提出しなければならない。
- 13 通則7の規定にかかわらず、第45条第2号の規定により利用料金等を返還された者が、第44条の規定により延長された期限の末日までに利用料金等を支払うときは、通則7(2)に定める振込みの方法によるものとする。
(振込手数料の負担)
- 14 第45条第1号の規定による返還並びに通則7(2)及び前項の規定による支払を行うために必要な振込手数料は、システム利用契約者が負担するものとする。
- 15 第45条第2号の規定による返還を行うために必要な振込手数料は、会社が負担するものとする。

第1表 システム利用料金

システム利用契約者は、事業所（システム利用申込みを行い、利用者として承諾を受ける事業所をいう。以下同じ。）単位で、下記の利用方式の種類ごとに下記の料金プラン（プランA又はプランB）のうちのいずれかを選択する。

プランAのシステム利用料金は、下記に掲げる基本料金に従量料金（A）を合算した金額とし、プランBのシステム利用料金は、下記に掲げる従量料金（B）の金額とする。

利用方式	料金プラン		料金額
一般NACCS	プランA	基本料金	月額5,000円 (1メールボックスごと(メール処理方式)又は1端末ごと(インタラクティブ処理方式))
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数)×(従量料金表中の単価(A)に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数)×(従量料金表中の単価(B)に掲げる単価)」の合計額
netNACCS WebNACCS	プランA	基本料金	月額5,000円(1端末ごと)
		従量料金(A)	各業務の「(月間利用件数)×(従量料金表中の単価(A)に掲げる単価)」の合計額
	プランB	従量料金(B)	各業務の「(月間利用件数)×(従量料金表中の単価(B)に掲げる単価)」の合計額
(注)			
1 「一般NACCS」とは、netNACCS及びWebNACCS以外の利用方式をいう。			
2 ゲートウェイ(SMTP双方向)接続による利用の場合は、会社が付与したメールアドレス数を端末数とする。			
3 WebNACCSによる利用の場合は、会社が付与したデジタル証明書数を端末数とする。			
4 事業所として基本料金が発生しない利用形態の場合は、1単位の基本料金(月額5,000円)を支払うことを条件としてプランAの選択を行うことができる。ただし、ゲートウェイ(SMTP双方向)接続による利用の場合は、当該接続に係るサーバーを有している事業所のみが当該システム利用に係るシステム利用料金の料金プランの選択を行う。			
5 WebNACCSの従量料金は、従量料金表にある業務と同一業務の単価を適用する。(例：-輸入申告等照会-の従量料金は、従量料金表の業務コードI I Dの単価を適用する。)			

NACCS従量料金表

別紙1のとおり

第2表 管理統計資料提供に係る料金

管理統計資料

種別	料金額
管理統計資料の提供に係る料金	1 利用者コードごとに月額 1,000 円 (注)

(注) 次の管理統計資料については無料とする。
別表3中の項番 1-2 から 1-7 の管理統計資料

第3表 保稅管理資料保存に係る料金

料金額
1 利用者コードごとに月額 1,000 円

第4表 回線使用料等

	種 別	単 位	料金額	
専用線接続の場合	回線初期費用			
	ネットワーク加入料 (注1)			
	64kbps, 128kbps	予備機なし	1 回線毎	88,000 円
		予備機あり		135,000 円
	0.5Mbps	予備機なし		98,000 円
		予備機あり		169,000 円
	1Mbps 以上	予備機なし		98,000 円
		予備機あり		169,000 円
		冗長化	270,000 円	
	回線使用料等			
	○回線使用料			
	64kbps		1 回線毎に月額	26,000 円
	128kbps			36,000 円
	0.5Mbps			26,000 円
	1Mbps			33,800 円
		冗長化 (BB 光) の場合		52,700 円
	3Mbps			71,000 円
		冗長化 (BB 光) の場合		89,900 円
	5Mbps			81,000 円
		冗長化 (BB 光) の場合		99,900 円
	10Mbps			101,000 円
		冗長化 (BB 光) の場合		119,900 円
	屋内配線使用料 (冗長化選択時に加算)			1,000 円
	○ルータ使用料 (注2)			
	64kbps, 128kbps	平日 9 時～18 時保守	1 回線毎に月額	3,700 円
		24 時間 365 日保守		5,600 円
		24 時間 365 日保守 ／予備機あり		11,200 円
0.5Mbps		平日 9 時～18 時保守		5,200 円
	24 時間 365 日保守	5,800 円		
	24 時間 365 日保守 ／予備機あり	11,600 円		
	1Mbps 以上	平日 9 時～18 時保守		5,200 円
24 時間 365 日保守		5,800 円		
24 時間 365 日保守 ／予備機あり		11,600 円		
24 時間 365 日保守 ／冗長化の場合		21,000 円		
○オプション				
Ping 監視 (注3)		1 回線毎に月額		2,000 円
回線工事費 (移転・変更等)			実費相当分	
ブローバンド接続の場合	回線初期費用			
	ネットワーク加入料 (注1)			
	ADSL 回線接続	予備機なし	1 回線毎	85,000 円
		予備機あり		130,000 円
	光回線接続	予備機なし		98,000 円
		予備機あり		169,000 円
	回線使用料等			
	○回線使用料			
	ADSL 回線接続	平日 9 時～18 時保守	1 回線毎に月額	10,490 円
		24 時間 365 日保守		13,490 円
	光回線接続	平日 9 時～18 時保守		13,400 円
		24 時間 365 日保守		19,900 円
	屋内配線使用料 (光回線接続選択時に加算)			1,000 円
	○ルータ使用料 (注2、4)			
	ADSL 回線接続	平日 9 時～18 時保守	1 回線毎に月額	5,200 円

		24 時間 365 日 保守		5,800 円
		24 時間 365 日 保守 ／予備機あり		11,600 円
	光回線接続	平日 9 時～18 時 保守		5,200 円
		24 時間 365 日 保守		5,800 円
		24 時間 365 日 保守 ／予備機あり		11,600 円
	回線工事費（移転・変更等）等			実費相当分
<p>(注1) ネットワーク加入料には、ルータ設置費用を含む。</p> <p>(注2) ルータ使用料には保守費を含む。</p> <p>(注3) 冗長化の場合には、Ping 監視が無料で提供される。なお、冗長化はメインが選択した 1～10Mbps の専用線、バックが B B 光回線の構成とする。</p> <p>(注4) ADSL 回線は上り 5Mbps/下り 47Mbps タイプであり、光回線は 100Mbps ベストエフォートである。よって、通信速度の保証はなく、また故障および NTT 側の工事による中断等の保証はない。なお、ADSL 回線、光回線は NACCS ネットワークに接続するための専用アクセス回線であり、インターネット接続には利用できない。</p> <p>(注5) ADSL 回線は光 B B 回線が利用不可の地域に限り、新規受付を行う。</p>				